

2017年度

石狩市の学校間連携

2018年3月

石狩市公立小中学校事務職員学校間連携会議

<http://irenkei.sub.jp/>

2017年度の学校間連携を終えるにあたって

石狩市公立小中学校事務職員学校間連携会議は、2006（平成18）年に設立されており、今年度で12年を終了することになりました。文部科学省の事務職員加配事業（事務部門の強化）により、生振小学校に2名の事務職員が配置されることからスタートしたのが始まりです。爾来、一時的な停滞期もありましたが、これまで事業を継続できたことは、石狩市教育委員会や各学校のご理解ご協力の賜であり、感謝に堪えません。この場を借りてあらためて厚く御礼申し上げます。2017年度も、就学援助の手引き改定や学校配分予算調整、子どもの貧困対策に関する情報交換等様々な分野で教育委員会との連携を図り、それを各学校運営に反映させることができました。引き続きそれぞれの立場で課題を共有し子どもの学ぶ権利の保障に繋げて行くことができるよう、連携を深めて行きたいと思います。

さて、2017年度の学校間連携は、2017年4月1日施行の学校教育法と地教行法改正で幕を開けました。改正学校教育法第37条14項では「事務職員は、事務に従事する」が「事務職員は、事務をつかさどる」となり、また地教行法においては新第47条の5他により教育委員会が「共同事務室」を設置できるようになりました。これらの法改正は、事務職員の職や身分にとって戦後最大の大変革と言えるのではないでしょうか。

「つかさどる」となったことについて、近隣の事務職員からは、責任と権限が増す、何も変わらない、今まで以上に仕事の分担が多くなる、など様々な意見が聞かれますが、事務職員が属する各組織からは、現在のところこれらの課題に対応した見解は出されていません（北海道公立小中学校事務職員協議会が職務検討委員会の答申でこの内容に触れると思われます）。しかし、誰かが見解を出してくれるのを待つのではなく、自分としてはどう考えるのかが問われていると考えます。私たちは「従事する」だった1970年代から「創造的学校事務」をモットーとして研究と実践を積み上げてきました。そのことからすれば、一人一人が自分はどうすべきかをまず考えることから始めることが必要であるし、その力も備わっていると考えるべきでしょう。とりわけ重要なことは、私たちの職務が子どもの学びを保障する仕事であり、「つかさどる」となったことでその役割が一層重要なことが自覚したことではないでしょうか。

「つかさどる」とともに、地教行法改正により市町村に共同事務室を設置することが可能となりました。文部科学省は共同学校事務室を設置する地域に事務職員加配を行う方針を示していたため、道教委としても2018（H30）年度の「共同事務室加配」の申請を募ることになりましたが、最終的に今回共同事務室加配を申請した学校は全道で1校のみと聞いています。道教委が共同学校事務室の運営に係る検討委員会（「小中学校事務職員の果たす役割等に係る検討会議」）を設置し、事務職員の職務内容を検討していくという現状に於いて、どの学校・教育委員会も加配に手を挙げるための情報が不足していたことは間違ひありません。道教委では加配の担当が教育政策課、事務職員の職務内容に関する担当が教職員課という分担にあり、加配申請だけが先行してしまった感は否めなく、申請した1校（1地域）の取り組みが標準的な先例として認知されてしまうことも懸念されています。

す。教育委員会におかれましては、これまでの石狩の学校間連携の実績を踏まえ、共同事務室の制度化にあたっては私たちの考え方を十分に聴していただくようお願いします。

次に共同事務室加配以外の事務職員加配申請についてですが、次年度へ向けては連携会議事務局として大変困難な状況に直面しました。

2018（H30）年度へ向けた事務職員の加配申請（新たなミッション）に係わり、道教委は申請様式や「加配の考え方」を改定し市町村教育委員会に通知しました。加配の申請様式はこれまでA4判1ページだったものが2ページとなり、作成に多大な労力を要することとなりました。様式変更の要因となったこととして「加配の考え方」が改定されことが考えられます。改定された「考え方」では新たに「複数の学校の事務処理の拠点となる学校として、加配配置校の事務職員が、別添の連携校業務に取り組むこと」とされ、「別添の連携校業務」として①就学援助事務、②学校徴収金の共同徴収事務、③地域人材活用に係る業務、④メールシステムの管理・運営業務、⑤事務処理の効率化を図るための共通様式の作成等業務（マニュアル作成・システム化など）、⑥学校図書の共同購入・データベース化・共用に係る業務、⑦備品の共同購入・データベース化・共用に係る業務、⑧事務職員未配置校への支援業務、⑨その他の業務、が挙げられることとなりました。また、これら連携校業務を行うことで軽減される連携校の業務時間を詳細に数値化することが求められました。このため、石狩市の学校間連携事務局を担う樽川中と花川中の加配申請では、当初の申請内容が再三の修正・変更を求められ、その指摘箇所は合わせて20カ所以上に及びました。

さて、前述の「取り組むべき連携校業務」について考えてみたいと思います。この中で少なくとも①就学援助事務、②学校徴収金の共同徴収事務、④メールシステムの管理・運営業務については、「他校（連携校）におけるその業務を加配校が受け持つことで連携校の負担が軽減される」という概念は小中学校事務職員としての想像の範囲を超えるものです。例えば、就学援助事務や徴収金業務はその学校の地域や子ども及び家庭の状況によって進め方に特別な配慮が必要な業務です。他校の職員に担わせることで業務負担軽減に繋がることは考えにくいばかりか、個人情報取扱規程の見直しなど新たな課題への対応も必要になります。2017（H29）年3月に道教委が示した「事務職員（新たなミッション）加配の活用に向けたポイント」からは、就学援助業務等が拠点校業務として重要だというニュアンスは読み取れません。なぜ短期間でこのような業務が拠点校として選択すべき必須業務となったのか、その考え方が示されていないことは、大変遺憾に感ずるところです。

これまで10年間学校間連携を推進してきた立場として、市内小中学校事務職員及び教育委員会との連携を進めてきたことで得られた成果を適切に評価していただくとともに、事務職員自体への聞き取りなどを含め学校現場のリアルな実態にそった施策決定を行っていただきますよう強く要望し、1年間の報告とさせていただきます。

		見解
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「夏冬休み帳」私費負担の状況見に調査の実施について ◆ 講座：「子どもの未来を応援する首脳連合」について ◆ 今年度の提言について
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校配分旅費執行実態調査について ◆ 今年度の提言について
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「修学旅行経費調査」について
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「平成30年度石狩市教育予算要望書」に向けた具体的な作業について
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「平成30年度石狩市教育予算要望書」に向けた具体的な作業について

2011 6 12

6
6

~

2017 PF

PF

PF

11 14

85

86

PF

220

970

88

10

11

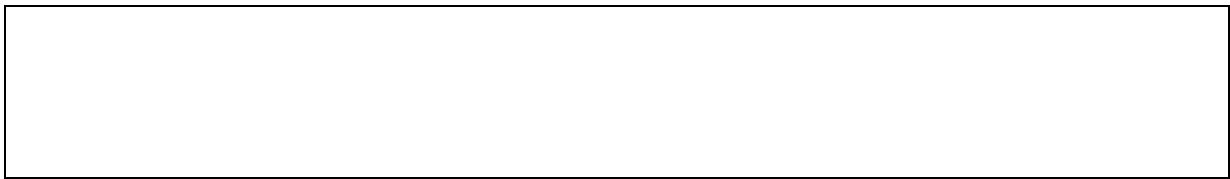
12

13

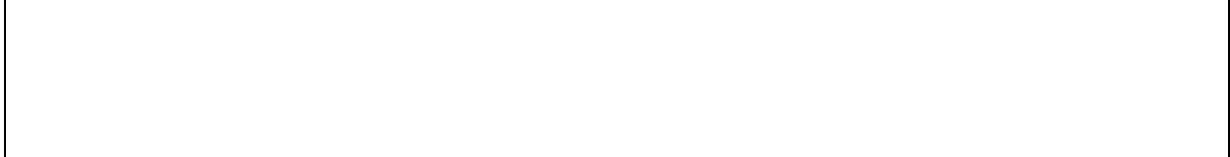
14

15

16



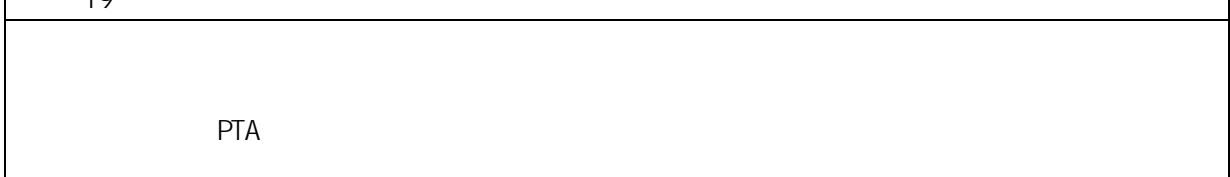
17



18



19



PTA

提言 20 夏冬休み帳の保護者負担について

提言内容

1. 夏冬休み帳の購入に係る保護者負担軽減のため、当面教育委員会が雛形を作成し、各校で印刷するなどの方法を検討すること。
2. 夏冬休み帳の採用に当たっては費用対効果の検証を十分に行い、必要があれば公費化のための予算を確保すること。

10

85

(12/26) 86 87

2

12

220

970

87

10

120		2018/2/23
119		2018/2/22
118		2018/2/19
117		2017/11/14

27	2017 PF PF	2018/2/19
26		2017/2/13

14		2017/9/22

No.	区分	タイトル	日付
71		2017 PF (2017/12/26
70			2017/11/16
69		2017	2017/11/14
68			2017/11/14
67		2017	2017/9/22
66		2017	2017/8/8
65			2017/7/18
64			2017/6/23
63			2017/5/12
62			2017/3/16

28		2018/2/9
27	86	2017/12/8
26	2017	2017/9/21